



「子どもにやさしいまち (CFC=Child Friendly Cities)」って・・・
どんなまち??



富谷市は、子どもたちがまちの活動に活発に参加し、子どもの力や子どもの声がまちづくりに活かされる「子どもにやさしいまち」を目指し、平成30年11月20日（世界こどもの日）に、子どもの権利条約に基づき「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」をしました。

富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の5つの柱

1. 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち
2. 子どもが安心安全に暮らすことができるまち
3. 子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち
4. 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、活き活きと参加できるまち
5. 子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまちづくり事業」の実践自治体に承認されました！

富谷市は、平成30年10月29日に、日本ユニセフ協会から全国5自治体のひとつとして、「子どもにやさしいまちづくり事業検証作業モデル自治体」の委嘱を受けました。2年間の検証作業を経て、令和3年12月17日に、ユニセフ「日本型子どもにやさしいまちづくり事業」実践自治体として日本で初めて承認されました。



「子どもの権利条約」ってなあに？

『子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）』は、世界の子どもの命と健やかな成長を守るために、世界の全ての子どもたちがもつ“権利”について定めた条約です。

子ども（18歳未満）を、権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。そして、子どもにとって一番いいことを実現しようとうたっています。日本も1994年にこの条約を批准しました。^{ひじゅん}

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利には、大きく分けると下記のようなものがあります。

4つの権利

生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利



『子どもと先生の広場：日本ユニセフ協会』より

「世界子どもの日」ってなあに？

1954年に国際連合（国連）が、国や民族に関係なく子どもたちの幸せと安心して暮らせる未来づくりと子どもたちの成長を祝う目的として制定した記念日であり、国際デーのひとつです。「児童の権利に関する宣言」（1959年）と「児童の権利に関する条約」（1989年）が採択された11月20日としています。